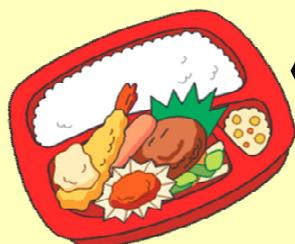


# 大子町 食の自立支援事業



## 《 配食サービス 》

自己負担があります。

### ♡ 配食サービスとは ？

- ◆ 1日1食（昼食）、週6回を限度とし
- ◆ 栄養のバランスがとれた食事を提供するサービスであり
- ◆ 配達する時に安否の確認を行う町の事業です。



### ♡ 配食サービスを利用できる方は ？

※町内に住所を有する方で次の各号のいずれかに該当する方

- ◆ おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ◆ おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者
- ◆ その他町長が必要と認める方

### ♡ 配食サービスの費用負担及び業者は ？

- ◆ 1食当たり350円程度を負担していただきます。
- ◆ 町が委託した業者が配達します。利用者が決めることは出来ません。



### ♡ 配食サービス利用までの流れは ？

- ◆ 申請 → 訪問調査 → 審査 → 利用決定 → 利用開始

※ 申請から利用開始まで1週間程度かかりますが、訪問調査の結果によっては、利用が出来ない場合があります。

※詳細については、お問い合わせください。

大子町地域包括支援センター（新庁舎行政棟1階・5番受付）

電話 0295-72-1175